

# 和泉会館貸与規程

## 1 目的

当会館は、地域の学習等共用施設として、地域住民の学習、ミーティング、サークル活動など（以下「諸活動」という）のための施設として使用するものとする。

## 2 使用上の注意事項

(1) 施設及び備え付け備品は、大切に扱い、故意又は過失により汚損、破損した場合は、実費を弁償するものとする。

使用後は、火の始末、清掃、戸締りを行い、責任を持って元通りに整頓しておくものとする。

使用後は、「利用日誌」に記入し、管理人に提出する。

(2) 使用料金は、当日払いを原則とする。ただし、団体による月払いの場合は、当月末日までに納めることができる。

滞納した場合は、翌月の利用をお断りすることがある。

(3) 料金の割引はしない。

(4) 貸与規定に違反した場合は、以後の使用を許可しない場合がある。

## 3 使用申込

(1) 使用希望者は、別に定める使用許可申請書を提出し、和泉会館管理者の許可を得るものとする。

(2) 料金は、6に定めるとおりとする。

(3) 申し込みは、直接または電話、FAX、Webによる。

## 4 使用時間

午前9時から午後9時30分までとする。

## 5 休館日

毎週木曜日及び8月13日～15日、12月29日～1月3日までとする。

浜松まつり期間 4月23日～5月6日は利用不可とする。

## 6 使用料金

場 所	時間帯			
	午前9時 ～12時	午後1時 ～5時	午後5時30分 ～9時30分	全日午前9時～ 午後9時30分
多目的ホール（3階）	1,700円	2,800円	3,400円	8,500円
第1会議室（44畳）	1,400円	2,100円	2,900円	6,000円
第2会議室（12畳）	700円	1,300円	1,600円	3,700円
研修室	1,300円	2,000円	2,400円	4,800円

## 7 特例事項

泉自治会及び泉自治会が認める団体の諸活動は、優先的に使用させることができる。

なお、泉自治会が認める団体とは、泉寿会、PTA（泉小・高中）、子ども会、氏子総代会、青年会、体育振興会、及び屋台管理委員会とする。

## 8 その他

この規程に定めのない事項については、運営委員会で協議の上決定する。

## 9 施行日

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月15日から改定、適用する。

この規程は、令和4年4月1日から改定、適用する。